



建築物点検シリーズ10

◆ 防火区画（防火戸など）の点検 ◆

●そもそも防火区画って？

防火区画とは、建物内部で火災が発生したときに、火災を一定の範囲に留めて、他に火災が広がらないようにするために、建物をいくつかの部分に区画することです。区画は、防火構造の床・壁・防火設備（防火戸など）で構成されています。

今回は、防火区画のうち、防火設備（防火戸など）について紹介します。

●防火区画が必要な建築物と防火区画の種類

一般的な事務庁舎では、下表の場合に防火区画が必要となります。

防火区画の種類(一般的な事務庁舎の場合)	
面積区画	延べ面積が1,500㎡以上のも
縦穴区画	地下又は3階以上の階に居室(事務室など)があるもの
高層区画	11階以上の各階の面積が100㎡以上のも
異種用途区画	建物内に150㎡以上の車庫があるもの



以上から、一般的な事務庁舎の場合は、**延べ面積が1,500㎡以上、又は3階建て以上の建物であれば、防火設備（防火戸など）があります**ので、該当する施設を管理されている方は確認してみてください。

●防火戸はどこにある？

普段、何気なく使っている建物なので、防火戸の存在に気付かない方も少なくないと思いますが、建物の階段まわりを確認してみてください。防火区画が必要な建物であれば、ほぼ確実に防火戸（又は防火シャッター）があるはずです。また、吹き抜けがある建物の場合は、吹き抜けまわりにも設置されている場合が多いです。



階段室まわりの防火戸

普段は開いており、火災時に自動的に閉まる仕組みになっているものが多いです。



防火シャッターの枠（見上げ）

このように防火シャッターは普段は天井内に格納されており、火災時に自動的に降りてきます。

みなさんも確認
してみてください。



 部位：防火扉		劣化現象等
方法：【目視】	法定点検周期 3年	<ul style="list-style-type: none"> ・扉の引きずり等、作動時に支障がないか。
		対応策・応急措置等
		<ul style="list-style-type: none"> ・扉の吊り元のゆるみ確認。 ・床仕上げ材の不陸が原因の場合は部分補修を行う。 ・開閉作動に支障になる様な物を置かない。

防火戸の中にある小さな扉は「くぐり戸」と呼ばれ、火災時に防火戸が閉まった際に避難等で出入りするときに使います。



防火戸の可動範囲の床仕上げがめくれあがると、防火戸が閉まらない可能性があります。



このような場所に立て札などを置くと、防火戸が閉まりません。



防火戸の前に荷物を置いてはいけません。

吊り元がゆるむと防火戸動作時に床をこすり、閉まらない場合があります。

防火設備（防火戸など）は、火災時に火災の拡大を防いだり、避難路を確保するための重要な設備です。
いざというときに作動しないと、大惨事を招く恐れがありますので、適切に、点検や確認をお願いします。

営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15
東北地方整備局営繕部計画課内
TEL (022)225-2171 E-mail: eikei@thr.mlit.go.jp

ホームページアドレス

- 東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>
- 盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます